

基発第 0401019 号
平成 21 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「中小企業労働時間適正化促進助成金の実施について」の廃止について

標記について、本日付けで労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 73 号）（以下、「改正省令」という。）が施行され、中小企業労働時間適正化促進助成金（以下、「適正化助成金」という。）が廃止されたことから、平成 19 年 7 月 3 日付け基発第 0703001 号「中小企業労働時間適正化促進助成金の実施について」（以下「適正化助成金実施通達」という。）を廃止する。

なお、改正省令の施行の前日に、改正前の労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 27 条第 2 号の規定に基づき同号に規定する計画について都道府県労働局長の認定を受けた中小事業主に対する同条の適正化助成金の支給については、適正化助成金実施通達の別添支給要領第 8 を別添のとおり読み替えた上で、なお従前の例によることとする。

第8 調整

申請事業主が次のいずれかに該当する場合には、適正化助成金を支給しないものとする。

- (1) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、職場意識改善助成金の支給を受けた場合
- (2) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第5号に該当する事業主に係るものに限る。）、中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用モデル企業奨励金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、通年雇用奨励金、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、介護未経験者確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金、介護雇用管理助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、子育て女性起業支援助成金、育児休業取得促進等助成金（短時間勤務者に係るものに限る。）、若年者等正規雇用化特別奨励金又は特例子会社等設立促進助成金の支給を受けた場合
- (3) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金（賃金に係るものに限る。）、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、国又は地方公共団体からの他の補助金の交付を受けた場合

読み替え新旧対照表

「中小企業労働時間適正化促進助成金の実施について」（平成 19 年 7 月 3 日付け基発第 0703001 号）の別添「中小企業労働時間適正化促進助成金支給要領」

| 読み替え後 | 読み替え前 |
|---|--|
| <p>第 8 調整</p> <p>申請事業主が次のいずれかに該当する場合には、適正化助成金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、職場意識改善助成金の支給を受けた場合</p> <p>(2) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 102 条の 5 第 2 項第 5 号に該当する事業主に係るものに限る。）、<u>中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用モデル企業奨励金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者雇用開発特別奨励金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、通年雇用奨励金、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保等助成金、介護雇用管理制度等導入奨励金、介護未経験者確保等助成金、介護労働者設備等整備モデル奨励金、介護雇用管理助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、子育て女性起業支援助成金、育児休業取得促進等助成金（短時間勤務者に係るものに限る。）、若年者等正規雇用化特別奨励金又は特例子会社等設立促進助成金の支給を受けた場合</u></p> | <p>第 8 調整</p> <p>申請事業主が次のいずれかに該当する場合には、適正化助成金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、職場意識改善助成金の支給を受けた場合</p> <p>(2) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 102 条の 5 第 2 項第 5 号に該当する事業主に係るものに限る。）、<u>雇用環境整備助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、子育て女性起業支援助成金又は育児休業取得促進等助成金（短時間勤務者に係るものに限る。）</u>の支給を受けた場合</p> |

(3) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金（賃金に係るものに限る。）、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、国又は地方公共団体からの他の補助金の交付を受けた場合

(3) 適正化助成金の支給を受けることができる中小事業主が、同一の事由により、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金（自発的職業能力開発経費及び賃金に係るものに限る。）、地域人材高度化能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合